

2026年7月21日から

「酒酔い運転の要件」改正

「酒酔い運転」とは

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転すること

改↓正

- ①呼気中アルコール濃度0.5mg/L以上
(血中アルコール濃度1.0mg/mL)以上
 - ②その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- ①又は②の状態で車両等を運転すること

「酒酔い運転」に数値基準が導入されました。

飲酒運転の罰則

- ・酒酔い運転
5年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金
- ※
・酒気帯び運転
3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金

※酒気帯び運転の要件

呼気中アルコール濃度0.15mg/L以上0.5mg/L未満
(血中アルコール濃度0.3mg/mL以上1.0mg/mL未満)

